

令和8年 1月13日

小川町長 島田 康弘 様

小川町国民健康保険運営協議会  
会 長 瀬 川 豊



小川町国民健康保険税について(答申)

令和7年8月19日付け小町第84360号で諮問のあった小川町国民健康保険税について、下記のとおり答申する。

記

1 令和8年度小川町国民健康保険税率等の改正について

小川町の国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあり、持続可能で安定的な制度とするためにも税率等の見直しはやむを得ないと考える。

令和8年度の保険税率は下表のとおりとすることが適当である。

改正の内容

課税区分		現行	改正後
基礎課税分 (医療分)	所得割率	7.2%	7.8%
	均等割額	43,600円	44,800円
後期高齢者 支援金等分	所得割率	2.6%	2.7%
	均等割額	15,400円	16,200円
介護納付金分	所得割率	2.3%	2.3%
	均等割額	16,200円	16,400円
子ども・子育て分	所得割率	—	0.2%
	均等割額	—	1,400円

(1) 施行期日

令和8年4月1日

## 2 付帯意見

- (1) 令和9年度以降については、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、埼玉県の提示する標準保険税率どおり税率等の改正に取り組むとともに収入の確保に努めること。
- (2) 税率等の改正に当たっては、町国保の現状等も含めて広報等を活用し町民への十分な周知を図ること。
- (3) 被保険者の健康の保持、増進を図るため、データヘルス計画に掲げる保健事業の推進を図り、創意工夫による参加者の拡大、環境の整備、情報の提供等、健康づくり事業を充実していくこと。